

# マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT  
01

## 事業所の届出と健保組合による資格情報の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「**オンライン資格確認**」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格情報を確認します。

【資格情報の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



医療機関



患者（加入者様）

受診



医療機関

資格確認



※オンライン資格  
確認等システム

※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格情報を確認するためには、事業所から届書※を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。（登録してからオンライン資格確認に資格が反映されるまで約2日～3日要します。）

※届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。（以下同様）



健保組合



事業所

届出



健保組合

登録



オンライン資格  
確認等システム

※雇用延長等で資格に変更があった場合もデータ登録までに時間を要しますので、ご注意ください。（手続中にかかりつけの医療機関等で受診が必要なときなど、窓口で事情を説明していただくと受診可能な場合もあります。）

**【重要】：データ登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。**

ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、裏面のPOINT4を参照ください。

POINT  
02

## 事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から**5日以内**に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から届書（マイナンバーの記載された届）を受けた健保組合も、

**法令により**、届書を受けた日から**5日以内**にオンライン資格確認等システムに資格情報を登録することが求められています。



事業所

事業所は届書を  
5日以内に届出



健保組合

健保組合は資格記録を  
5日以内に登録

（オンライン資格確認等システムに  
反映される期間も含め5日以内）



オンライン資格  
確認等システム

※期限までの速やかな登録のため、行政通達に基づき、届書の事前提出（入社日以前の届書作成）にご協力くださるよう事業所へお願いしています。

**【重要】：当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から5日以内**に資格記録を登録しています。  
【5日以内に登録ができない例外ケースは、裏面のPOINT3【重要】を参照ください。】

松竹健康保険組合

(例) 資格取得届のマイナンバー記載欄

|       |                   |                             |               |                        |  |  |                         |                      |   |   |   |               |              |
|-------|-------------------|-----------------------------|---------------|------------------------|--|--|-------------------------|----------------------|---|---|---|---------------|--------------|
| 被保険者1 | ①<br>被保険者<br>整理番号 |                             | ②<br>氏名       | フリガナ<br>(姓).....名..... |  |  | ③<br>生 年 月 日            | 5.昭和<br>7.平成<br>9.令和 | 年 | 月 | 日 | ④<br>種別       |              |
|       | ⑤<br>取 得 区 分      | 1.健保・厚年<br>3.共済出向<br>4.船保任継 | ⑥<br>個人<br>番号 |                        |  |  | ⑦<br>取 得<br>(該当)<br>年月日 | 9.令和                 | 年 | 月 | 日 | ⑧<br>被扶<br>養者 | 0. 無    1. 有 |
|       | ⑨<br>報 酬 額        | ㊦(通貨).....円                 |               | ㊧(合計㊦+㊩)               |  |  | ⑩                       |                      |   |   |   |               |              |
|       |                   | ㊨(現物).....円                 |               |                        |  |  | 備考                      |                      |   |   |   |               |              |
|       | ⑪<br>住民票<br>住所    | 〒.....理由:                   |               |                        |  |  |                         |                      |   |   |   |               |              |

※新生児のため届時にマイナンバーが付番されていない場合には、マイナンバーの記載がなくても受け付けますが、マイナンバーをお届けいただくまではシステムへの資格情報の登録ができませんので、「被扶養者異動届」での希望に基づき「資格確認書」を発行いたします。



届書にマイナンバーを記載したあとは、法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）で、正しく記載されているか確認することが求められています。

被保険者のマイナンバーは … **事業主**(お勤め先) が確認してください。

届出するときは、マイナンバーに記載誤りがないか、必ずご確認いただきますようお願い致します。

※届書に必要情報が記載されていても被扶養者の認定に必要な添付書類が揃っていない場合には、届出を受理できません。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。

加入者様におかれましては、マイナンバー等の必要な情報を速やかに事業所へご提出いただくとともに、医療機関を受診する前には必ずマイナポータルでご自身の資格記録の登録状況をご確認ください。